

地域農業高校のもつ役割と時代と共に変化する農業教育の今日的意義について明らかにすることである。

現在、農業教育の現場には全国的な傾向として高校の再編問題を抱えている。農林業が盛んな岩手も例外ではなく、平成12年度を初年度とした10カ年の県立学校新整備計画によって、県立高校の適正配置について検討・実施され、農業高校についても大幅な改編がおこなわれた。花巻市では平成15年4月、隣接する北上市の農業高校と合併したいわゆる新生「花巻農業高校」が誕生、同時に県教育委員会所管の審議会に組み入れた検討委員会の設置によって、改めて地域の実情を踏まえた特色ある花巻農業高校の在り方について再検討がなされた。その再構築に至るプロセスが、何によって影響され検討が図られてきたかなど、その要因について考察する。

このような課題を設定したのは、以下の関心によるものである。

第1に、農業高校は今、地域農林業を担う人材育成の中核的教育機関として位置づけられてきた状況が大きく揺らいでいる。農林業中心の地域において農業高校の存在は、いうまでもないが農業

後継者と担い手の育成が中心である。これは現在でも本質的には変わらない。しかし、農家を継ぐ者を育てるための教育機関が産業構造の変化や都市化の現実との狭間において、時代に即応する農業高校の在り方が必須となっている。

第2に、教育行政と現場の対応である。県の教育委員会として「新しい花巻農業高等学校の農業教育の在り方に関する検討委員会」を設置し、外部の有識者、PTA 連合会、学校代表による検討がおこなわれた。教育行政の指針に基づき学校運営はおこなわれるが、地域の実情に応じてその特色は異なり、工夫が必要となる。審議会の報告書を踏まえ、学内の現状を考察する。

第3に、地元農業高校の今後の展望である。どのような人が、どのような目的で入学し、学校を利用しているか、また卒業後も地元に着定する農業高校の地域貢献と農業高校のこれからあるべき姿を考察する。

農業高校の歴史や存在意義、今日的課題などに関する先進研究は数多く報告されているが、本研究では岩手中部の花巻市と地元農業高校（県立花巻農業高校）に特化し、その事例をとおして、地域とそこにある農業高校の在り方を展望する。

「地域医療」への市民参加のあり方に関する研究

—— イギリス・ブレア政権における NHS 改革及び生駒市立病院建設運動等からの検討 ——

公共政策特別コース 春山 一男

岩手県では、県立病院の再編、縮小に関して、縮小される県立病院のある当該地域だけでなく、県議会をも巻き込んで大きな混乱が発生した。病院を利用する市民、住民を軽視した計画の押しつけに、自治体ぐるみで反対運動がわき起り、さらに各地の運動が県議会への請願の働きかけの中

心に、数次の統一した抗議行動が行われた。こうした結果、県議会へのそれぞれの請願が一括して採択された。しかし、結果としては県立病院の縮小（6病院の無床診療所化）が強行された。こうした経過を間近で、そして市民、住民に近いところで経験したことが、そもそもの問題意識の始ま

りである。

「地域医療」への市民参加のあり方について、先進事例を求め、ヒアリングを中心としてまとめたのがこの論文である。

まず第1章では、「地域医療」崩壊などが言われる中、改めて「地域医療」について、「政策的地域医療」と「個別的地域医療」の2つの面があることを明らかにし、論文のめざす方向を、「個別的地域医療」への市民参加のあり方を研究することとした。その上で、「市民参加」のあり方として「市民運動型」「諮問型」「ガバナンス型」の3分類を提示し、事例を検討していった。

第2章では、岩手県医療局の歴史を振り返り、岩手県医療局が発足した1950年から4年間、「岩手県立病院等条例」によって「医療委員会」という組織が設置され、医療局長、2人の病院長に加え、外部委員の参加で方針決定がされ、「ガバナンス型」の県民参加があったことを解明した。

第3章では、イギリスのNHS改革、特に1997年からのブレア政権での市民参加をキーワードとした改革について、現地ヒアリングを行った。NHS任命委員会による市民取締役の募集、研修の実態、2004年の法改正で誕生したファンデーション・トラストでの、登録した住民からの委員が過半数の評議会、市民が過半数の理事会という2重の市民参加による「ガバナンス型」組織を紹介する。

第4章では、2004年12月に突然発表された市内唯一の公的病院である生駒総合病院（210床）廃院後の、新病院建設に向けた市民運動を幅広くヒアリングして紹介する。市民運動の中心メンバーの運動を追う中で、「市民運動型」の市民参加が、「諮問型」の市民参加を支える役割を果たしていることを明らかにした。

第5章では、「個別的地域医療」を担う医療法人に関して、社会医療法人という新しい法人形態が誕生したことを、その経緯を含めて紹介し、その性格について「地域住民参加型」、「ガバナンス型」であることを解明する。自治体病院から移行

した実際の社会医療法人をヒアリングし、理事会、評議員会の構成を紹介する。

第6章では、第1章で「個別的地域医療」への市民参加の「市民運動型」「諮問型」「ガバナンス型」について分類したことについて、第2章から第5章のヒアリング等を受けて、再整理を試みる。

「市民運動型」には、市民参加の制度がない場合に、やむなく運動に訴えるケースと、市民参加の制度がある場合に、それを支えるケースに分けられる。さらに、医療を受けるだけだった市民が、「市民運動型」に参加することで、「地域医療」に関する知識を身につけ、専門家が育っている。

「諮問型」は、新しい政策や、大きな方向性を決めるために設置されてきたが、新しい活用方法として「個別的地域医療」の運営に参加していることをまとめた。

「ガバナンス型」の市民参加は、理事会・取締役会への参加と、評議員会への参加に分けられる。評議員会への参加は、決定のチェックの意味合いが強く、本来の「ガバナンス」である決定への参加の実現には、理事会・取締役会への市民参加が必要である。

また、それぞれの関係について、「市民運動型」は、あらゆる「個別的地域医療」への参加の基礎であり、なくてはならないものである。市民参加の一番の基本は「ガバナンス型」である。さらに、大きな方針決定、変更、病院の統廃合などの方針決定にあたっては、「諮問型」が必要であり、常設にすることで、運営への参加も実現できる可能性がある。

国をあげて、医療、医療政策への市民参加が進められようとしている。それを自分たちの住んでいる場所での「個別的地域医療」で実現するためには、まず、制度があろうとあるまいと、「市民運動型」の市民参加を始めることが必要であることが明らかとなった。その運動の先に何を求めるのか、どういう可能性があるのかを、この論文で示すことができた。